

第10回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第10回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年2月21日（金）午後1時36分～午後3時10分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1・2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)
1 : 池澤 弘子 2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生 4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保 6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美 8 : 服部 正代
(農地利用最適化推進委員15名)
9 : 大谷 敏行 10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男 12 : 井上 勝秀
13 : 藤原 一男 14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正 16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄 18 : 片山 嘉彦
19 : 横山 和行 20 : 西山 彰彦
21 : 中村 富昭 22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎
- 4 欠席委員 (農業委員0名) (農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員
事務局長 藤原 政俊
事務局 高橋 言
- 6 会議に付した事件
議事
議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第55号 非農地証明願に対する認可について
議案第56号 農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)
議案第57号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について
(農地中間管理権)
議案第58号 小野市地域計画 (案) に関する意見について

報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解除通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 5 構造改善計画届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

2 月も終わりに近づいてきましたが、まだまだ寒い日が続いております。私も高齢になってきておりまして、寒いのはどうも苦手であります。早く春がやってくることを願っております。

ところで、米価の高騰がまだまだ続いておりますね。小売店で販売しているのを見ておりますと、だいたい 1 キロあたり 800 円くらいです。5 キロ入り袋が 4,000 円前後で売っています。これを 30 キロで計算したら、24,000 円くらいになります。普段、農家が販売しているのは 10,000 円前後です。この差額というのはどこへ行っているのでしょうか。不思議な販売形態であると思っております。

まあ、値段が高くなって、今年販売する米価も高いままでいてくれたらありがたいものです。消費者からは、高いと敬遠されてしまって、そっぽ向かれてしまって、そして収穫する時期になって販売価格がどっと下がってしまい、それが一番恐ろしいですね。

確定申告が始まっておりますけども、私も確定申告のために農業所得の計算をしてみました。そしたら、去年とあまり変わりがありません。私は耕作面積 2 ヘクタール作っているのですが、3 分の 1 が「ひのひかり」で、3 分の 1 が酒米の「山田錦」で、もう 3 分の 1 が飼料米を作っております。山田錦と飼料米の値段は昨年と変わっていないです。変わったのがヒノヒカリです。

ヒノヒカリは自宅で消費する分と親戚や知り合いに要る分です。親戚や知り合いには、世間の米価格が上がったからといって急に値上げすることができません。もっと分けてほしいと言ってくるのですが、在庫も無い状況ですので断っているところであります。

現在、国の方では備蓄米を放出して、米の値段を下げようとしておりますけど、備蓄米を放出したら買い入れ特約、同じ量を来年買い入れるそうですけど、そうなればまた値が上がるのではと思っております。

本日第 10 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方に

は何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　それでは、ただ今から第10回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長　次に議案の取り下げ等がありますので、事務局から報告いたします。

○事務局　次第の2ページをお願いいたします。
議案第53号、「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の番号3番、万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇氏からの申請について、昨日付で取り下げがありました。取り下げる理由につきましては、申請地〇筆、〇〇〇㎡について、地元の営農組合との折り合いがつかなかったためと聞いております。

○議長　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号8番 服部正代委員、1番 池澤弘子委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第53号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第53号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページの2件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長 議案第53号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条
関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせて
ご覧ください。

申請人:譲受人 神戸市北区○○○○○○○○○○○○○○ 株式会社○○
○○○○ 代表取締役 ○○ ○○、譲渡人 河合西町○○ ○○ ○○、
申請地:所在地 河合西町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、
河合西町字○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、河合西町字○○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、河合西町字○○○○ 地目田 面積○○
㎡ 自作地、河合西町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、河合
西町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、新部町字○○○○○
7 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計○筆 合計面積○○○㎡、摘要と
して、使用貸借権設定であります。

この申請地につきましては、1月8日の農地相談で相談のあった案件で、
譲渡人の○○○○さんが所有する土地を譲受人の株式会社○○○○○○
○が水稻を耕作するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいた
します。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はご
ざいませぬか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可するこ
とに決定してご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 復井町○○ ○○ ○○、譲渡人 東京都練馬区○○
○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 復井町字○○○○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人の○○さんは復井町に生まれて、昨年11月に申請地の隣に住宅を新築されました。申請地の田んぼは40年間ほど保全管理の状態でありましたが、保全管理をする親戚の方も高齢となっていたため、譲渡人の○○さんから管理をしてほしいとの話があり、○○さんの父親と協力して耕作することとなったため、贈与による所有権移転の申請となりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第53号 農地法第3条関係では、申請件数2件、うち許可件数2件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第54号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の3ページをお願いします。

議案第54号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、4ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第54号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条
関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地
調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 来住町○○○○ 株式会社○○○○○○ 代表取締役
○○ ○○、譲渡人 来住町○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 来
住町字○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、現在、
同会社の第3工場拡大工事のため、申請地に工事のための現場事務所、安
全施設、資材置場、駐車スペースを確保するため一時転用として令和4年
7月11日から令和7年3月10日までの申請が出ておりましたが、工場
拡大工事の延長のため、一時転用期間を令和9年5月末日まで変更するも
のであります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が畑、西側が畑、南側が道路、北側が山林
となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第54号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第55号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第55号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和7年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第55号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。

申請人：復井町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 復井町字○○○○

地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、平成11年頃に雑種地の一部になってしまったようです。

申請地につきましては、西山自治会館が南側に建っており、自治会館の出入りや利用者の駐車場として利用されております。このような状況であることから今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が宅地、北側が道路となっております。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、19ページ、20ページをあわせてご覧ください。

申請人：住吉町〇〇 〇〇 〇 申請地：所在地 住吉町字〇〇〇〇〇
地目田 面積〇〇㎡ 自作地、住吉町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡
自作地、合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、摘要として、昭和46年頃に雑種地・水路の一部になってしまったようです。地目変更をしたいとのことで、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が申請地と本人の田、西側が水路と申請地、
南側が水路、北側が水路となっております。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第55号 非農地証明願に対する認可について、申請件数2件、うち認可件数2件により審議は終了しました。

(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長 次に議案第56号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第56号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和7年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

8ページをお願いします。

市長部局より、令和7年2月7日付けで、決定を求められています。
9ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権移転等総括表で、

(1) 所有権の移転を受ける者は、広渡町〇〇 〇〇 〇〇さんとなっております。売買が1件、〇〇筆、〇〇〇〇m²であります。

10ページをお願いします。

(2) 所有権の移転をする者は、王子町〇〇 〇〇 〇〇さん外1名であります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第56号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」でございます。

○議長 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第56号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」に関する審議は終了いたしました。

○議長 ≪ここで、14時20分まで休憩といたします。≫

(農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について(農地中間管理権))

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第57号・58号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

(産業創造課あいさつ)

○議長 次に、議案第57号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

す。

○事務局（藤原） 議案書の11ページをお願いします。

議案第57号

農用地利用集積等促進計画に係る決定について（農地中間管理権）
農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に
関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和7年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

12ページをお願いします。

市長部局より、令和7年2月6日付けで、意見を求められています。

13ページから16ページが、「農用地利用集積等促進計画」となっており
ます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案第57号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利
用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、そ
の後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容
説明をお願いいたします。

○産業創造課（以下、産業） 議案第57号は、農業経営基盤強化促進法に基づき、
農地中間管理制度に基づく新たな農用地利用集積計画について、貴委員会
の意見を求めるものであります。

本議案の計画内容ですが、地域計画が策定される予定の浄谷町内にて行
われる賃貸借契約の1件となっております。

いずれも浄谷町内の農地で、筆数で3筆、地目は田、面積にして計〇〇
〇〇㎡のほ場整備農地を、認定農業者である（株）〇〇〇〇営農が借り受
ける内容となります。賃料は一反当たり〇〇〇円、貸付期間は令和7年5
月1日から令和17年3月31日までとなっております。

対象農地の詳細ですが、別添農地位置図をご覧ください。黒い太線で囲
った部分が、今回貸し付けられる農地となります。

以上で、議案第57号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり
決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　以上、議案第57号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。

（小野市地域計画（案）に関する意見について）

○議長　次に、議案第58号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　議案書の17ページをお願いします。

議案第58号

小野市地域計画（案）に関する意見について
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計画（案）について意見を求める。

令和7年2月21日提出

小野市農業委員会　会長　中尾　正美

18ページをお願いします。

市長部局より、令和7年2月6日付けで、意見を求められています。
意見聴取を求められる地域計画（案）は、11件となっております。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長　議案第58号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業　議案第58号の提案につきまして、説明させていただきます。

今回の議案であります。農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき、10年後の農地プランを定める「地域計画」の案に対し、貴農業委員会様の意見を求めるものであります。

本市では、現在、市内68の農業集落において、それぞれ、この計画を策定しているところであり、1月末時点で新たに計画案の策定が完了した計11の集落の「地域計画」案について、皆様からのご意見を踏まえ、市の計画として決定する予定であります。

地域計画案の提案説明資料としましては、事前に配布いたしました「小野市地域計画案の一覧表（概要説明書） 令和7年2月意見聴取分」、「地域計画（案）計画本文」、そして10年後の農地利用プランを図示した「目標地図」、以上3点となります。

計画案の数が多いため、全ての計画案の概要をまとめた「小野市地域計画案の一覧表（概要説明書） 令和7年2月意見聴取分」により1件ずつ説明を行い、その都度、別添の計画本文と目標地図を見比べたいと思います。なお、本計画の対象農地は、農振農用地を対象に作成しております。

1件目、垂井町ですが、

対象農地は8.0ヘクタール、農地利用の基本方針は「一部集積」としてしております。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

2件目、天神町ですが、

対象農地は41.7ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」としてしております。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

3件目、日吉町ですが、

対象農地は26.8ヘクタール、農地利用の基本方針は「集落営農組織へ一部集積」としてしております。長期的な集積目標は50%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇町営農組合、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

4件目、栄町ですが、

対象農地は21.4ヘクタール、農地利用の基本方針は「一部集積」としてしております。長期的な集積目標は60%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇町営農組合、〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

5件目、大開町ですが、

対象農地は30.4ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」としてしております。長期的な集積目標は40%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇町転作営農組合、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

6件目、浄谷町ですが、

対象農地は96.0ヘクタール、農地利用の基本方針は「集落営農組織等へ全農地の7割集約」としてしております。長期的な集積目標は70%とし

ております。現時点の主な営農担い手といたしまして、(株)〇〇〇〇営農、〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

7件目、高田町ですが、

対象農地は41.4ヘクタール、農地利用の基本方針は「集落営農組織等へ全農地を集約」としてしております。長期的な集積目標は100%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、(株)〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

8件目、住永町ですが、

対象農地は9.7ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」としてしております。長期的な集積目標は57%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、(株)〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

9件目、中島町ですが、

対象農地は17.0ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」としてしております。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

10件目、中番町ですが、

対象農地は31.3ヘクタール、農地利用の基本方針は「一部集積」としてしております。長期的な集積目標は60%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、(株)〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

11件目、久保木町ですが、

対象農地は83.6ヘクタール、農地利用の基本方針は「集落営農組織等へ全農地の9割集約」としてしております。長期的な集積目標は85%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

以上が計画案となります。

以上で、議案第58号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○議長 地域計画目標地図について、計画区域が太線で示してあるのですが、この中で色塗りされていない農地については地域計画を変更せずに転用することができるのか。

- 産業 太線で示してある計画区域内では、転用する場合に制限がかかります。地域計画の変更と農振除外の申請を同時にしないといけません。
- 事務局 3条申請についても基本は同じとなります。ただ、色塗されているところを農地法3条申請で地域計画に定められている人以外に売買したり、貸し付ける場合、基本は地域計画を変更しないといけません。転用の場合は、あらかじめ地域計画区域を変更しないとしております。3条の申請の場合は、先に申請して後で地域計画を変更することができる旨の通達がきております。
- 議長 転用の場合、4月以降は時間がかかりますね。
- 事務局 農用地区域に入っているので、農振除外の申請をしないといけませんので、そのタイミングで地域計画を変更することとなります。
- 議長 黒い太線で囲ってある区域内は、全て農振農用地なのか。
- 産業 色がついている部分が農振農用地です。太線で囲ったエリアは、その集落のエリアとなっており、宅地も非農用地も含んだエリア設定であり、黒い太枠内は集落全体を囲った線でありまして、地域計画でいうところの農地は色のついている部分となります。色のついている農地を集約する、しない、現状維持することを定めています。
- 事務局 色がついているというのは、黒丸、赤丸を除くということですか。
- 産業 色がついている部分、黒丸、赤丸も計画対象農地です。
- 事務局 農用地には入っているということですね。
- 産業 はい。
- 事務局 ということは、黒く囲っているエリアは、全て農振農用地ということですか。
- 産業 そうではありません。色がついている部分、黒丸、赤丸以外の土地があり、白地と考えてください。白地の部分は地域計画を定めておりません。地域計画の対象農地ではありません。
- 番 ○○番○○委員
農地転用する場合、地域計画を変更し、転用申請しないといけないこと

でありましたが、継続から変更する場合はどういう手順になるのですか。市役所で手続きをするのですか。それとも地域で話し合いをしてからとなるのですか。

○産業 具体的に申し上げますと、転用の話が出てきた場合、だれだれさんから、この土地を、こういう目的でということ、まず地域計画で農業集落の農会長様を通じて変更案を提出していただきます。一方で、農振除外申請を市産業創造課でするのですが、農振除外上の要件を見比べて事務を進めます。基本的には農会長様を通じて集落の地域の意見を聞いてから、地域計画から外す手続きを進めていきます。具体的に外す手続きは、集落に意見照会をし、同意を得て、農業委員会やJA、農地バンクへ意見照会を行い、承認いただく流れとなります。その後、縦覧公告を2週間することとなります。

○議長 軽微な変更も、農業委員会にかけるのですか。

○事務局 地域計画を変更する場合は、農業委員会に意見聴取することが法令で定められております。

○産業 農業経営基盤強化促進法の規定により定められております。

○○○番 ○○番○○委員
黒枠外でも農地があるのですか。

○産業 あります。

○○○番 そういふところは除外したりする場合、町の判断でできるのか。
農振除外ではなくて、今回の地域計画の対象農地のエリアは町からの指定で行っているのですか。

○産業 農会長を通じて、エリア設定をどうするのか、その中で農振農用地でないところであるとか、遊休農地化して明らかにここ10年間耕作が見込めないところについては、町の方との調整の上、エリア設定をしております。

○○○番 ○○番○○委員
土地の所有者が相続により遠方であるとか、土地の状況が分からない場合や地域計画について内容をご存じない方が、土地の売買を勝手にしてしまう場合、セフティネットみたいな感じで、それを一旦中止、見合わせみたいな感じのことはできるのでしょうか。耕地整理しているのだけでも、相続された所有者が事情を分からずに勝手に売買してしまった場合、止め

る方法はあるのですか。

○事務局　たとえば、農地法第3条申請であるとか、農地中間管理事業を利用するとか、農地法第4条・5条申請する場合、当然農業委員会に申請が出てきます。その農地が、農用地区域内か、地域計画に入っていないか、その時点でチェックが入ると思います。問題は、勝手にやっている場合です。その場合は把握できるかと言われた時、何とも言えない状況であります。

○議長　高田町の地域計画の長期的な集積目標が100パーセントになっているのですが、目標地図を見たら個人の農家の分がちょっとだけ入っているのですが、それでも100パーセントになるのですか。

○産業　100パーセントは方針でありまして、それに近づけていくという目標でありまして、赤丸や黒丸の個人の方の農地が今言われているところだと思いますが、いずれ土地の利用調整をしまして、(株)○○○○○○○や○○○○さんや○○町営農組合に利用集積するということになります。

○議長　目標の100パーセントと地図の100パーセントは違うということですね。

○産業　実際には突合しておりません。基本的には土地利用調整をして100パーセントにもっていこうとするものです。

○議長　ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長　以上、議案第58号「小野市地域計画(案)に関する意見について」に関する審議は終了しました。

(報告事項)

○議長　次に、報告事項に移ります。
報告事項1から5を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 19ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和7年1月1日～令和7年1月31日)

令和7年2月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 農家証明 番号1 住所 下大部町〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

使用目的 農業用倉庫

農家証明につきましては合計1件、使用目的は、農業用倉庫の申請です。

(2) 耕作証明 番号1 住所 古川町〇〇

氏名 〇〇 〇〇

使用目的 軽油免税の申請

耕作証明につきましては合計11件、使用目的は、全てが軽油免税の申請です。

続きまして、20ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年1月1日～令和7年1月31日)

令和7年2月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人 垂井町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 垂井町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 垂井町字〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡、摘要といたしまして、露天駐車場、所有権移転、令和7年1月22日受理、農地法施行令第5条第1項による届出は合計1件で、〇〇筆、面積は〇〇㎡です。

続きまして、21ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解除通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年1月1日～令和7年1月31日)

令和7年2月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 王子町〇〇 〇〇 〇〇、借人 鹿野町〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 王子町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7年1月6日、利用権、賃借権の合意解約です。合意解約については、合計12件、〇〇筆、合計面積〇〇 〇〇㎡です。

引き続きまして、23ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年1月1日～令和7年1月31日)

令和7年2月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 天神町〇〇〇〇 〇〇 信隆、譲渡人(被相続人) 天神町〇〇〇 〇〇 〇、物件の表示 所在地 天神町字〇〇〇〇〇 地目田、面積562㎡外12筆、摘要といたしましては相続による所有権取得、令和7年1月8日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計4件、〇〇筆、〇〇〇㎡でした。

引き続きまして、24ページをご覧ください。

報告5

下記のとおり、農地の構造改善(地目転換等)計画届が提出されたので報告する。

(受理期間 令和7年1月1日～令和7年1月31日)

令和7年2月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出人 北丘町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、所在地 北丘町字〇〇〇〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、理由・事業計画といたしましては、排水が悪いため、50cm程度地上げをして水はけをよくしたい。施工期間は令和7年2月1日から令和7年5月1日までとなっております。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。

ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第10回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和7年2月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員8番

議事録署名委員1番